

国公立高等学校等奨学のための給付金

「新入生に対する前倒し給付」の申請手続きについて

制度概要

- 新入生のうち希望者に対し、奨学のための給付金の年額の1/4(4～6月分)を早期(10月末頃)に支給します。
 - ★奨学のための給付金とは、府内に在住する低・中所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。通常給付では、7月に申請し、12月末頃に年額分が支給されます。
- 前倒し給付の申請をしただけでは、年額の1/4(4～6月分)しか支給されません!** 別途、通常給付の申請を行うことで、残りの3/4(7月～翌年3月分)を受け取れます。
 - ④前倒し給付と通常給付は支給要件が変わるため、それぞれの申請に必要な書類が異なります。
- 通常給付の対象となる方については、前倒し給付を申請せず、通常給付のみ申請を行うことも可能です。** その場合、**12月末頃に年額分がまとめて支給されます。**(④前倒し給付と通常給付は支給要件が異なります。)

支給対象となる要件

令和8年4月1日現在において、次の①から⑤の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等(親権者等)全員が**大阪府内に在住していること。**(※1)
- ② 生徒が令和8年4月1日に高等学校等の**第1学年に新入学した生徒**であること
- ③ 生徒が高等学校等就学支援金又は新修学支援制度の受給資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象者となる者であること。
- ④ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること。(大阪府外の国公立高等学校も対象です。)原則、令和8年4月1日現在において休学していないこと。

< 高等学校等就学支援金の対象生徒の場合 >

- ⑤ 保護者等全員の**令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が**
 - ・非課税(0円)の世帯
 - ・105,500円未満の世帯
 - ・105,500円以上182,500円未満の世帯
 のいずれかであること。
又は**生活保護(生業扶助)受給世帯**であること。(※2)

< 高等学校等就学支援金(経過措置)及び高校生等新修学支援等の対象生徒の場合 >

- ⑤ 保護者等全員の**令和7年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が**
 - ・非課税(0円)の世帯
 又は**生活保護(生業扶助)受給世帯**であること。

※1 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

※2 令和8年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯、105,500円未満の世帯、105,500円以上182,500円未満の世帯又は令和8年7月1日現在において生活保護(生業扶助)受給世帯である場合は通常給付の支給対象となります。

④ 保護者等(親権者等)が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。

④ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

申請に必要な書類

申請区分	申請書	生活保護 受給証明書	課税証明書等 (※3)	国籍等 確認書類	通帳等の 写し	在学証明 書等
区分1:生活保護受給世帯	●	●	—	●(※4)	●	▲(※5)
区分2・3・4:課税・非課税世帯	●	—	●	●(※4)	●	▲(※5)

※3 次の①～③のいずれかの書類です。

(基準日(令和8年4月1日)以降、且つ申請日から3ヶ月以内に発行された令和7年度のもの。)

①市町村民税・府民税 課税(非課税)証明書の原本(※税の申告をしてから発行してもらってください)

②市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー
(※分割せず1枚の紙に収まるように印刷してください)

③市町村民税・府民税 納税通知書のコピー(※複数ページに渡る場合は、全ページのコピーが必要です)

※4 大阪府立高等学校等に在学中であり、高等学校等就学支援金又は高校生等新修学支援、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の認定を受けている場合不要です。

国籍等確認書類とは、次の㊦(すべての生徒)、㊧(生徒が日本国籍以外の場合)、㊨(生徒が家族滞在している場合)です。

㊦国籍を確認できる書類

・住民票の写し

㊧在留資格及び在留期間がわかる書類

・特別永住者証明書のコピー、在留カードのコピー、在留資格・在留期間が明記された住民票の写し 等

※㊦と㊧の書類が同一の場合㊦と㊧を兼ねて提出いただけます。

㊨在留資格が家族滞在の場合、「日本国の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」も併せて提出してください。

※5 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通りの学校を介さず直接申請を行う場合、

生徒本人の在学証明書(令和8年4月1日現在の在学を確認できるもの)が必要です

(在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます)。

保護者等(親権者等)全員、税の申告が必要です!

収入が0円である場合も申告が必要です。

課税証明書を発行してもらう前に必ず申告してください。

母は無職(又はアルバイト)で父の扶養に入っているけど、それでも申告は必要?

必要です!

給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額(年額の1/4)		
		全日制・定時制	通信制	
1	生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒	8,075円		
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計額が非課税(0円)世帯に扶養されている生徒	35,925円	12,625円	
3	保護者等全員の道府県民税所得割額及び	100円以上、105,500円未満である世帯に扶養されている生徒(※6)	11,975円	4,207円
4	市町村民税所得割額の合算額			

※6 高等学校等就学支援金の認定者が対象となります。(経過措置を除く。)

●申請の手続き(書類の受け渡し、提出)は、お通りの学校事務室を通じて行います。

申請書類は、学校が定める期限までにお通りの学校事務室へご提出ください。

●前倒し給付の審査結果や振込日は、10月末頃に学校を通じてお渡しする通知書でご確認いただけます。

申請から支給までの流れ

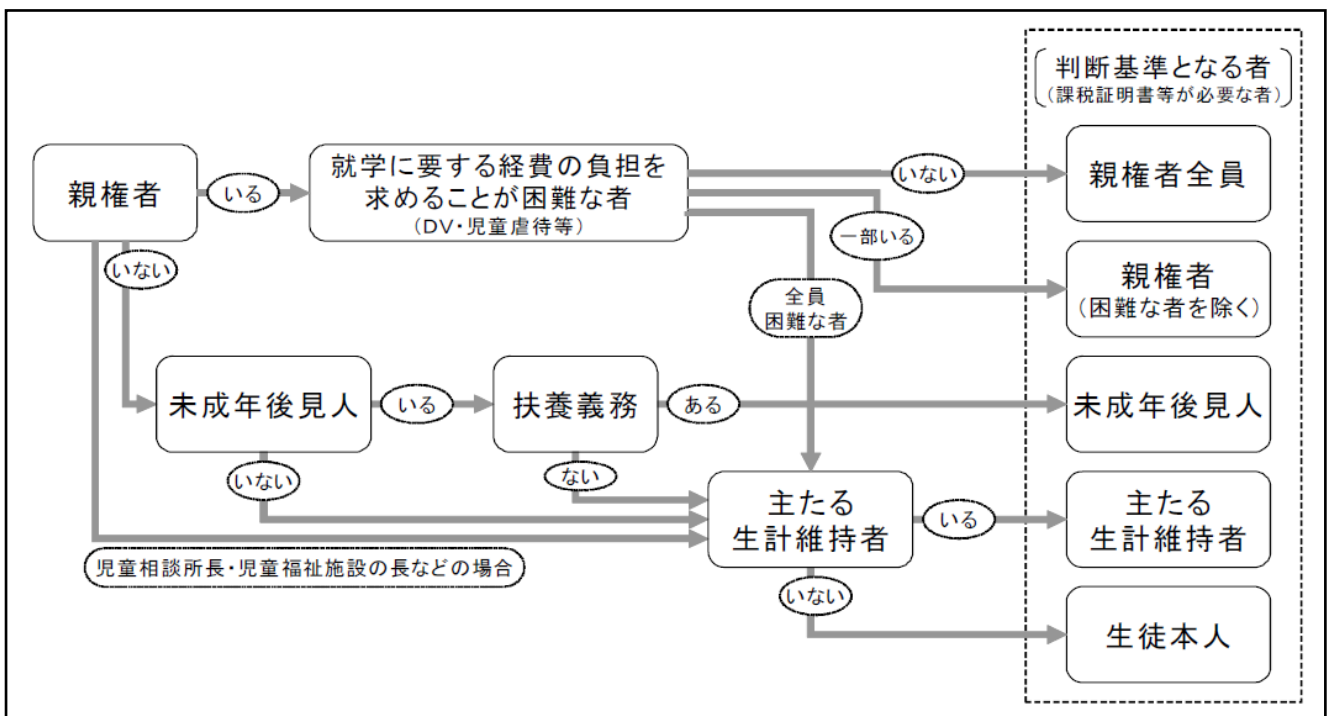
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前倒し給付を申請する場合	前倒し給付申請	→			支給 (年額1/4)	
	通常給付申請	→				支給 (年額3/4)
前倒し給付を申請しない場合	通常給付申請	→				支給 (年額)



前倒し給付を申請しただけでは4～6月分(年額の1/4)しか支給されません！
通常給付の要件に該当する場合は7月に別途申請を行ってください。

書類不備の解消等の遅れにより10月支給に間に合わない場合は、12月以降の支給となります。

保護者等(親権者等)の考え方



お問い合わせ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

大阪府立沓愛高等学校 事務室 TEL:06-6961-0431

【制度の概要などに関すること】

◎大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL: 06-6941-0351(代) FAX:06-6946-1141

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

◎大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL: 06-6910-8001 FAX:06-6910-8005

対象区分確認シート

4月1日現在において、生徒は、就学支援金等の支給を受ける資格を有していますか。
もしくは、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象ですか。

はい

いいえ

対象外です。

4月1日現在、保護者等の居住地は大阪府ですか。

はい

いいえ

両親のうち一方が府内
もう一方が府外

世帯の生活の本拠は、大阪府内ですか。

はい

いいえ

大阪府では対象外です。
保護者等のお住まいの
都道府県にお問い合わせ
ください。

4月1日現在、生徒は学校に在籍していますか。

はい

いいえ

対象外です。

4月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか。

受給している

受給していない

又は生活保護を受給しているが
生徒が生業扶助を受けていない

令和8年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の「所得割額」が非課税(0円)ですか。

はい

いいえ

就学支援金(経過措置)、高校生等・新修学支援制度の支給を受ける資格
を有しているか、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)
【旧制度】の補助対象ですか。

いいえ

令和8年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の
「所得割額」は以下のいずれかですか。

105,500円未満

105,500円以上、
182,500円未満

182,500円以上

はい

区分1

区分2

区分3

区分4

対象外

各区分の金額等については、P.2【給付金額】をご参照ください。